調査の概要及び利用上の注意

1 調査の概要

(1)調査の目的

商業統計調査は、国の指定統計(指定統計第23号)として、全国の卸売業及び小売業の事業所を調査し、全国の事業所の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区分し、商業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号)及び商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)

(3)調査の期日

平成19年6月1日現在

なお、商業統計調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年(調査の2年後)に簡易な調査を実施している。

これまでの調査年次、調査期日及び種別は次のとおり。

調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別
昭和27年	9月1日	1	昭和45年	6月1日	1	平成元年	10月1日	3
昭和29年	9月1日	1	昭和47年	5月1日	1	平成3年	7月1日	2
昭和31年	7月1日	1	昭和49年	5月1日	1	平成4年	10月1日	3
昭和33年	7月1日	1	昭和51年	5月1日	1	平成6年	7月1日	2
昭和35年	6月1日	1	昭和54年	6月1日	1	平成9年	6月1日	2
昭和37年	7月1日	1	昭和57年	6月1日	1	平成11年	7月1日	2
昭和39年	7月1日	1	昭和60年	5月1日	2	平成14年	6月1日	2
昭和41年	7月1日	1	昭和61年	10月1日	3	平成16年	6月1日	2
昭和43年	7月1日	1	昭和63年	6月1日	2	平成19年	6月1日	2

注) ①: 卸売・小売業, 飲食店 ②: 卸売・小売業 (平成11,16年は簡易調査) ③: 一般飲食店

(4)調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる「大分類 J - 卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。 調査は、公営、民営の事業所を対象としている。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、 工場などの構内にある別経営の事業所(売店等)、店舗を有しないで商品を販売する訪問販 売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とする。

また、料金を支払って出入りする有料施設(公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内*、 有料道路内**)の中にある別経営の事業所についても調査の対象とする。ただし、前述以外 の有料施設内(劇場内、運動競技場内など)の事業所は、原則、調査の対象としない。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象と する。

※については、平成19年調査より調査を開始した。

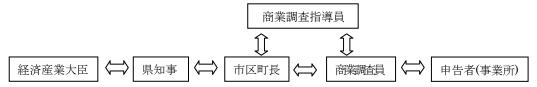
(5)調査の単位

商業を営んでいる事業所ごとに、その事業所を調査単位とする。同一の経営者が支店を 持っている場合は、企業単位ではなく、本店・支店ごとに調査対象とする。

(6)調査の経路

商業統計調査の調査経路は以下のとおり。なお、調査方法は以下の①、②による。

① 申告者(事業所)が自ら調査票に記入する方法(自計方式)による調査員調査方式



② 商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省又は県 へ直接提出する本社等一括調査方式



(7)調查事項

巻末の調査票(見本)のとおり。

2 主な用語の説明

(1) 事業所(商業事業所)

原則として、一定の場所(一区画)を占めて有体的商品を購入して販売する事業所をいう。

(2) 従業者及び就業者

調査日現在で、その事業所の業務に従事している者で、従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、法人及び団体の「有給役員」、「常用雇用者」(「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」)の計をいう。就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を加え、「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」(平成 16 年から調査)を除いたものをいう。

(3)年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の実績で消費税額を含む。

(4) 売場面積

事業所が商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積をいう。

(5) 大規模小売店舗

一つの建物であって、大規模小売店舗立地法で定める店舗面積(小売業を行うための店舗の用に供される床面積)が1000 ㎡を超える店舗で、届出があったものをいう。

3 集計と編集

平成19年商業統計調査結果の編集は次のとおり。

名 称	主 な 内 容				
平成 19 年商業統計調査結果報告	産業分類別の従業者規模別等の階級別統計表				
(平成 20 年 12 月公表)	市区町別の産業分類別統計表				
平成 19 年広島県の業態別小売業 (平成 21 年 3 月公表)	小売事業所の市区町別・業態別統計表				
平成 19 年広島県の商店街	小売事業所の市区町別・立地環境特性別統計表				
(本報告書)	商業集積地区別統計表				

4 記号及び注記

- (1) この報告書の数値は、本県で独自に集計したものである。
- (2)集計に用いた市町区域は、調査日現在(平成19年6月1日)による。 なお、「調査結果の概要」において、前回(平成16年)数値については、調査日現在の市 区町に置き換えて増減率等の算出を行っている。
- (3) 統計表中のXは、その数字に該当する事業所数が1又は2の場合、その秘密を保護するために、数字を秘匿したことを示す。

なお、秘匿数字が推計できる場合には、事業所数が3以上でもXで秘匿した。

- (4) 構成比については、単位未満を四捨五入したため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
- (5) 記号の用法は、次のとおりとした。

「一」: 実績数値のないもの 「0」,「0.0」: 四捨五入による単位未満のもの

「X」: 数字を秘匿したもの 「▲」: マイナス

(6) この報告書の内容についての問い合わせ先

広島県企画振興局政策企画部統計課商工統計グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL (082)513-2542 (ダイヤルイン)

本書の内容については、県の統計ホームページ「広島の統計」にも掲載しています。 ホームページアドレス http://db1.pref.hiroshima.lg.jp

立地環境の区分及び定義

4-1- 1.44		
特性 番号	区 分	定
1 集積細分	商業集積地 区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、商店街を形成している地区をいう。 おおむね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。 一つの商店街とは、小売店、飲食店及びサービス業が近接して30店舗以上あるものをいう。(小売店が極めて少ない場合は、2~5に特性付けを行う。)また、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル(駅ビル、寄合百貨店等)は、原則として一つの商業集積地区とする。
1	駅周辺型商業集区	
2		都市の中心部 (駅周辺を除く) にある繁華街やオフィス街に立地する商業集積 地区をいう。
3	住 官 景 東 積 地	,, ,, ,, ,
4	n-ドサイド型 商業集積 地 区	国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線を中心に立地している商業集積地区をいう(都市の中心部にあるものを除く)。
5	その他の商業集積地 区	上記1~4のいずれにも該当しない商業集積地区をいう。
2	オフィス街 地 区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、上記「1 商業集積地区」の対象とならない地区をいう。
3	住宅地区	専用地域,第一種・第二種中高層住居専用地域,第一種・第二種住居地域,準住居地域をいう。
4	工業地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、工業専用地域、準工業地域及び工業地域をいう。
5	その他地区	都市計画法第7条に定める市街化調整区域及び上記「1 商業集積地区」〜 「4 工業地区」までの区分に特性付けされない地域をいう。

商業統計調査 産業分類対応表(平成19年/平成16年)

産業分類名称(19年)	19年	16年	産業分類名称(16年)	
各種商品小売業		55	各種商品小売業	
育性問品が元末 百貨店,総合スーパー				
百貨店、総合スーパー		551	百貨店・総合スーパー	
その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)		559	その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの	
その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)				
織物・衣服・身の回り品小売業		56	織物・衣服・身の回り品小売業	
呉服·服地·寝具小売業		561	呉服・服地・寝具小売業	
呉服・服地・麦呉・小元素 呉服・服地小売業				
寝具小売業	5611 5612			
男子服小売業	562		D → D 1 → W	
男子服小売業	5621	562	男子服小売業	
婦人・子供服小売業	563		婦人·子供服小売業	
婦人服小売業	5631	563		
子供服小売業	5632			
靴・履物小売業	564			
靴· 腹初小元未 靴小売業		564	↓ 靴·履物小売業	
履物小売業(靴を除く)	5641 5642			
履物小元業(靴を除く) その他の織物・衣服・身の回り品小売業				
その他の織物・衣服・身の回り品小元素 かばん・袋物小売業			その他の織物・衣服・身の回り品小売業	
洋品雑貨・小間物小売業		569		
他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業	5692 5699			
でに対象で40%、MMの 公前で多り回り出力が上来 飲食料品小売業		57	飲食料品小売業	
各種食料品小売業	57 571		各種食料品小売業	
各種食料品小売業	5711	571		
酒小売業	572		See a see all	
酒小売業 酒小売業		572	酒小売業	
食肉小売業				
食肉小売業(卵,鳥肉を除く)	573 5731	573	食肉小売業	
卵・鳥肉小売業	5732			
鮮魚小売業			鮮魚小売業	
鮮魚小売業		574		
野菜·果実小売業			野菜·果実小売業	
野菜小売業		575		
果実小売業	5751 5752			
菓子・パン小売業	576			
菓子小売業(製造小売)	5761			
菓子小売業(製造小売でないもの)	5762	576	菓子・パン小売業	
パン小売業(製造小売)	5763			
パン小売業(製造小売でないもの)	5764			
米穀類小売業	577		V 4D.45 小 古 **	
米穀類小売業		577	米穀類小売業	
その他の飲食料品小売業	5771 579	579	その他の飲食料品小売業	
コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)	5791	57D	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)	
牛乳小売業	5792			
飲料小売業(別掲を除く)	5793	57C	牛乳·飲料·茶類小売業	
茶類小売業				
料理品小売業	5795	57A	料理品小売業	
豆腐・かまぼこ等加工食品小売業			他に分類されない飲食料品小売業	
乾物小売業 他に分類されない飲食料品小売業		57B		

商業統計調査 産業分類対応表(平成19年/平成16年)

産業分類名称(19年)	19年	16年	産業分類名称(16年)
自動車・自転車小売業	58	58	自動車・自転車小売業
	581	581	自動車小売業
自動車(新車)小売業	5811	58A	自動車(新車)小売業
中古自動車小売業	5812	58D	中古自動車小売業
自動車部分品•附属品小売業	5813	58B	自動車部分品•附属品小売業
二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)	5814	58C	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)
自転車小売業	582	582	自転車小売業
自転車小売業	5821	562	日松半小児未
家具・じゅう器・機械器具小売業	59	59	家具・じゅう器・機械器具小売業
家具・建具・畳小売業	591	591	家具・建具・畳小売業
家具小売業	5911	59A	家具小売業
建具小売業	5912		
畳小売業	5913	59B	家具・畳・宗教用具小売業
宗教用具小売業	5914		
機械器具小売業	592	592	機械器具小売業
電気機械器具小売業	5921	59C	電気機械器具小売業
電気事務機械器具小売業	5922	000	电水吸水证六.1万元
その他の機械器具小売業	5929	59D	その他の機械器具小売業
その他のじゅう器小売業	599	599	その他のじゅう器小売業
金物小売業	5991	59E	 金物・荒物小売業
荒物小売業	5992	OOL	並被
陶磁器・ガラス器小売業	5993	59F	 他に分類されないじゅう器小売業
他に分類されないじゅう器小売業	5999	001	画での分裂とないます。 ジャンコルコンロス
その他の小売業	60	60	その他の小売業
医薬品•化粧品小売業	601	601	医薬品•化粧品小売業
医薬品小売業(調剤薬局を除く)	6011	60G	医薬品小売業(調剤薬局を除く)
調剤薬局	6012	60H	調剤薬局
化粧品小売業	6013	60J	化粧品小売業
農耕用品小売業	602		
農業用機械器具小売業	6021	602	 農耕用品小売業
苗·種子小売業	6022		
肥料•飼料小売業	6023		
燃料小売業	603	603	燃料小売業
ガソリンスタンド	6031	60K	ガソリンスタンド
燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)	6032	60L	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)
書籍·文房具小売業	604	604	書籍•文房具小売業
書籍•雑誌小売業	6041	60M	書籍・雑誌・紙・文房具小売業
新聞小売業	6042	60N	新聞小売業
紙•文房具小売業	6043	60M	書籍・雑誌・紙・文房具小売業
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	605	605	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
スポーツ用品小売業	6051	60A	スポーツ用品小売業
がん具・娯楽用品小売業	6052	60B	がん具・娯楽用品小売業
楽器小売業	6053	60C	楽器小売業
写真機·写真材料小売業	606	606	 写真機·写真材料小売業
写真機・写真材料小売業	6061		
時計・眼鏡・光学機械小売業	607	607	 時計・眼鏡・光学機械小売業
時計·眼鏡·光学機械小売業	6071		
他に分類されない小売業	609	609	他に分類されない小売業
たばこ・喫煙具専門小売業	6091	60P	たばこ・喫煙具専門小売業
花·植木小売業	6092	60D	花·植木小売業
建築材料小売業	6093		Alam A Net Carlot See all a live
ジュエリー製品小売業	6094	60F	他に分類されないその他の小売業
ペット・ペット用品小売業	6095		
骨とう品小売業	6096	60E	中古品小売業
中古品小売業(骨とう品を除く)	6097		
他に分類されないその他の小売業	6099	60F	他に分類されないその他の小売業